

監査委員公表第3号

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和元年12月16日

二宮町監査委員 大矢 孝道
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の実施日

令和元年10月2日（水）

2. 監査を行った監査委員

監査委員 大矢 孝道

監査委員 前田 憲一郎

3. 監査対象とした部課

政策総務部総務課

政策総務部財務課

政策総務部戸籍税務課

選挙管理委員会

監査委員事務局

4. 監査の範囲

令和元年度8月末における財務並びに事務の執行状況
(指定する個別事業説明)

総務課

(1) 職員育成推進事業

(2) 電算運用事業

財務課

(1) 市町村自治基盤強化総合補助金

(2) 財産管理経費

戸籍税務課

(1) 町民税賦課事務事業

(2) 徴収事務事業

選挙管理委員会

(1) 参議院議員通常選挙執行経費

(2) 県議会議員及び県知事選挙執行経費
監査委員事務局

- (1) 監査委員経費
(2) 監査委員事務局経費

5. 監査の着眼点

今回の定期監査は、当該事業年度の間中期に実施し、上半期の事業予算の執行状況を振り返り、年度予算の最終執行の見通しに対して、課題があるか否かをチェックする節目の役割を持たせ、課題があればそれを下半期でどう解決し事業の目的を達成させるか、足元を見つめなおすためのきっかけづくりにしたいと考え、監査を実施した。

6. 監査の手順

監査にあたり事前に提出された資料や関係書類等に基づき、試査による証憑突合や質疑応答を行い、事務執行に対する監査を実施した。

7. 監査実施による各課概要

(1) 総務課

総務課は、課長以下、庶務人事班 4 名、情報システム班 3 名の計 8 名が配置されている。

総務課は、町長及び副町長の秘書、職員の定数及び配置、給与、勤務時間、福利厚生等、公印の管理、町例規の整理、管理等、及び情報システム業務の企画、調整、情報システム組織の運用管理に関すること等を担当している。

「庶務人事班」は、職員の人材育成、福利厚生や条例、規則等の制定、改廃に関すること、情報公開制度に関する事務等を担当している。

今年度は、働き方改革に向けて、班長級未満の職員を対象とした働き方改革研修の実施に加え、ハラスメント撲滅に向けて、管理・監督者級職員を対象にハラスメント研修を実施している。

また、職員の働き方改革を進めるため、各種制度の見直しと業務の効率化を行い、時間外勤務時間の透明化や縮減に向けた取り組みを進めている。

「情報システム班」は、電算運用に関することや、電子申請届出システム及び基幹系情報システムの運用等、庁内における情報システムに係る事務を担当している。

今年度は、BCP 対策として、庁舎内にある業務用ネットワークのファイルサーバのバックアップサーバを外部データセンターに設置し、本庁舎及び出先機関と接続したことにより、データバックアップの充実を図っている。

(2) 財務課

財務課は、課長以下、財務契約班 3 名、財産管理班 3 名の計 7 名が配置されている。

財務課は、予算の編成や町債及び一時借入金に関する事務、基金の管理、入札事務、普通財産の維持管理、庁用自動車に関する事務等を担当している。

「財務契約班」は、予算の編成、基金の管理、入札の執行、工事等の検査に関すること等を担当している。

今年度は、新庁舎建設等に向けて、町の財政状況を分かりやすく説明、公表していくことに重点を置き、事業執行を行っている。

「財産管理班」は、普通財産の管理、処分に関することや、庁用自動車の管理、公共施設の維持管理に関すること等を担当している。

老朽化の著しい現庁舎、町民センター及び公共施設の維持管理を行うに当たり、利用者等が安全かつ安心して使用できるよう配慮し、施設の維持修繕を実施している。

(3) 戸籍税務課

戸籍税務課は、課長以下、課税班 7 名、収税班 2 名、戸籍住民班 4 名の計 14 名が配置されている。

戸籍税務課は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に関する事務、町税の徴収、督促、滞納整理等、戸籍、住民異動届、住民基本台帳等に関する事務を担当している。

「課税班」は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税に係る課税事務全般を担当している。

今年度は、個人町民税賦課の電子化に伴い、担当者を 2 名に増員し、業務共有化に取り組んでいる。また、法人町民税について、基幹系システムを有効活用するため、データの精査、入力を実施するとともに、固定資産税については、令和 3 年度に実施予定の評価替えに向けて、土地鑑定評価等の準備を進めている。

「収税班」は、町税の徴収、督促、滞納整理等、収納全般に係る事務を担当している。

今年度は、新規滞納者を増やさないよう、現年課税分についての早期納付を促すとともに、滞納者に対する財産調査を徹底し、必要に応じて滞納処分を行い、税負担の公平性維持を図っている。

「戸籍住民班」は、戸籍、住民異動届等の受付や謄抄本の発行、印鑑登録の受付、証明発行、埋火葬、改葬の許可及び、火葬料の補助、マイナンバーカードに係る事務等を担当している。

今年度は、窓口における戸籍届出や住民登録に係る受理手続を着実に実施するため、研修参加等により知識習得に努めるとともに、個人番号カードの申請について、今後の申請件数増加を考慮し、窓口が混雑しないよう、

受付の場所や方法について検討を行っている。

(4) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、書記長以下、書記 2 名の計 3 名が配置されている。なお、選挙管理委員会書記長が監査委員事務局長を兼務し、書記 2 名が監査委員事務局書記を兼務している。

選挙管理委員会は、選挙管理委員会の開催、選挙の執行管理、選挙人名簿に関すること、選挙啓発事業等を担当している。

今年度は、平成 30 年度から継続執行の神奈川県議会議員選挙及び神奈川県知事選挙の執行管理を 4 月に行うとともに、7 月に参議院議員通常選挙の執行管理を行った。なお、神奈川県議会議員選挙（大磯町・二宮町選挙区）は、無投票となった。

(5) 監査委員事務局

監査委員事務局は、事務局長以下、書記 2 名の計 3 名が配置されている。なお、監査委員事務局長が選挙管理委員会書記長を兼務し、書記 2 名が選挙管理委員会書記を兼務している。

監査委員事務局は、監査委員に関することや、各種監査、検査、審査の実施等、監査事務全般を担当している。

今年度は、決算審査意見書について、町民に分かりやすい報告書となるよう、記載方法を一部見直した。また、令和元年度に予定されている監査基準の策定に向け、県や各種団体等、関係諸機関と連携し、資料、情報収集を進めている。

8. 監査結果

各課とも令和元年度予算の事業執行に関する事務については、適正に執行されているものと認められる。

以下、各課の事務に関して気づいた点や要望等を述べ、監査の結果とする。

(総務課)

- 1) 職員の時間外手当支給については、未支給事案が発生した原因分析と再発防止に向けた取り組みを一層進めるとともに、働き方改革を踏まえた職員の働きやすい職場環境づくりに努められたい。
- 2) ハラスメントについては、各種研修等を通じて、問題意識の醸成と再発防止に向けた意識改革に努められたい。
- 3) 職員の人材育成については、様々な研修を通じて、職員の専門性向上と意識改革を図るとともに、OJT を活用するなど、研修の結果、得られた知識、情報を庁内において共有することにより、さらなる質の高い行政サービスが提供できるよう、努められたい。

- 4) 庁内データ管理については、引き続き情報管理の徹底を図りながら、諸費用の低減につなげるとともに、積極的な情報収集を行いながら、事務の効率化、簡素化に努め、さらなる取り組みの推進を図られたい。

(財務課)

- 1) 国、県の各種補助金や交付金等については、国、県から提供される情報に留意するとともに、庁内担当部署に加えて、人事交流等を通じて庁外関係機関との連携強化を図りながら、財源の確保に努められたい。
- 2) 市町村自治基盤強化総合補助金は、補助金の原資が減額傾向にある中、交付申請対象を精査しつつ、県と庁内各部署との調整、連携を図り、町の財源確保の一助とされたい。
- 3) 児童館、老人憩の家等、地区集会施設の維持管理については、施設のライフサイクルコスト等を考慮しつつ、町民の理解、協力のもと、近い将来の統廃合を踏まえた管理運営に努められたい。
- 4) 財産管理については、非常勤職員や各種委託事業者の積極的な活用や、交付金などの効率的な活用を図り、今後も不用財産の処分を含め、町有財産等の適切な維持管理に努められたい。

(戸籍税務課)

- 1) 町民税賦課については、担当部署における情報共有と協力連携をより一層深め、課税漏れの再発防止に努められたい。
- 2) 資産税賦課については、各種委託や調査結果を活用し、令和3年度に実施予定の評価替えに向けた準備作業を着実に進められたい。
- 3) 徴収事務については、口座振替やコンビニ納付、スマートフォン納付等、納税環境の整備が図られ、町税は依然として高い徴収率を維持していることは評価に値するが、引き続き、利用者の利便性向上につながる取り組みの推進を図られたい。
- 4) マイナンバーカードについては、利用により享受するメリットを町民に対し周知啓発し、さらなる普及率向上につなげられたい。

(選挙管理委員会)

- 1) 選挙事務の委託事業については、委託事業内容を精査し、他業者への委託が可能なものについては、1社随契とするのではなく、委託内容や委託費用の比較検討を積極的に図られたい。
- 2) 選挙啓発については、各種選挙における投票率低下の現状を踏まえ、選挙出前講座の実施対象や実施方法を精査しつつ、投票率向上に向けた、さらなる周知啓発活動に注力されたい。

(監査委員事務局)

- 1) 決算審査意見書等、各種監査結果については、町民がより理解しやすい報告書となるよう、さらなる工夫、改善を図られたい。
- 2) 令和元年度に予定されている監査基準の策定に向け、関係資料及び情報収集に努めるとともに、国、県及び近隣市町村との協力連携を密に図り、策定業務を着実に進められたい。

9. まとめ

今回の定期監査では、上半期終了時点における重要な懸案事項は見当たらず、年度末には目的に沿った事業と年度当初に予定していた予算の効率的かつ効果的な執行が期待できるものと推察される。

関連団体等への委託契約においては、契約書面の締結及び交付のみでなく、相手方に対する委託内容の周知、説明を十分に行い、双方が合意、理解した上で、委託事業が実施されるよう、努められたい。

町の管理部門を担当する部署として、庁内における担当部署間の協力連携に加え、町民に対する積極的な情報発信に努め、町民主体の行政運営へとつながるよう、努められたい。

また、行政内部における各種リスクの軽減を図るため、内部統制の仕組みの構築に向けた検討を積極的に進めることが望まれる。

以上